

四日市市告示第 482 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

平成27年12月8日

四日市市長 田中 俊行

1 発表事項

大宮町地内における土壤汚染について

2 発表内容

平成27年12月7日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、法徳製陶株式会社（四日市市大宮町20-20 代表取締役 城田照子）から同社敷地における土壤汚染の発見に係る届出書が提出されました。

届出によると、平成27年6月27日から平成27年10月30日にかけて三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第2項の規定に基づき同敷地（8,089.13m<sup>2</sup>）について土壤調査を実施したところ、土壤含有量基準及び土壤溶出量基準を超過する物質が以下のとおり検出されました。（地点は別紙参照）

また、同敷地内の既存井戸 2 カ所で地下水を調査したところ、基準を超過する有害物質は検出されなかったことから、周辺への影響はないと考えられます。基準を超過した有害物質の濃度は次のとおりです。

土壤調査結果

物質名	最大濃度 (含有量基準の倍数)	土壤含有量基準	汚染深度
鉛及びその化合物	2,200 mg/kg (14.7倍)	150 mg/kg	表層～0.5 m

物質名	最大濃度 (溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準	汚染深度
六価クロム化合物	0.10 mg/L (2.0倍)	0.05 mg/L	表層～0.5 m

3 対応方針

- (1) 12月9日、現地への立入調査を実施しました。
- (2) 汚染範囲の土壤については、事業者による掘削除去工事が行われる予定ですが、事前に工事計画書を提出させ、工事が適切に行われるよう指導します。

(環境部環境保全課)